

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。以下「母」という。）に対して、令和5年9月26日付けの保護却下決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法ないし不当であるから取消しを免れないとしている。

1 理由付記不備

本件処分においては、処分理由は生活保護手帳別冊問答集に根拠がある旨しか書かれていません。本件処分を争う場合、何について主張すべきか請求人には不明であり、十分な不服理由を主張することができない。また、本件処分の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。さらに、同問答集は、通常、生活保護受給者が所持しているものではないので、該当箇所を示したとしても、処分の名宛人が当該文書を確認できない限り、理由付記を求めた法の趣旨に反する。

したがって、本件処分には理由不備の違法がある。

2 処分庁の事務懈怠

本件審査請求は、8月分の交通費の支給を求めるものであるが、本件申請から本件処分まで約2年が経過している。この間、請求人らは

最低生活費で生活するという非常に重要な法的権利を侵害されてきた。法の趣旨に鑑みるに、処分庁のこのような事務懈怠は到底許されるものではなく、この期に及んで本件申請を却下することは信義則に反し、権利の濫用に当たる。

3 保護費の遡及支給について

処分庁は、申請時に3月を経過していることをもって直ちに却下処分としているが、その根拠としている同問答集は、3月という期間を絶対のものとしていない。しかし、処分庁は支給可能性について全く検討しないまま却下処分としている。また、「もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなる」（東京地判平成23年11月8日）とされ、本来、本件申請は認容されるべきものだったことを鑑みると、処分庁は本件申請に対し、保護金品を支給すべきであった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 1月27日	諮問
令和7年 3月11日	審議（第98回第3部会）
令和7年 3月14日	請求人から主張書面の提出
令和7年 4月22日	審議（第99回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法及び保護基準

ア 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

イ 医療扶助

法11条1項は、保護の種類として、医療扶助（同項4号）を掲げる。

法15条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その一つに移送（同条6号）を掲げる。

生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第4・4は、移送費は「移送に必要な最小限度の額」としている。

ウ 申請による保護の変更

法24条9項において準用する同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定の理由を付した書面により通知しなければならないとし、同条9項において準用する同条7項は、保護の変更の申請をしてから30日以内に同条3項の通知がないときは、申請者は保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができるとしている。

（2）運営要領

ア 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3・9・(1)は、移送の給付については、個別にその内容を審査し、同・(2)に掲げる範囲の移送について給付を行うものとするとしている。

運営要領第3・9・(2)は、給付の範囲として、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」（同・ア）、「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バ

ス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」（同・イ）等を挙げている。

イ 運営要領第3・9・(3)・アは、要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知することとし、同・イは、被保護者から移送の給付について申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するなど、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとしている。

同・ウは、移送の給付は、緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこととしている。

(3) 問答集

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2は、「既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき。」((問)(a))の場合、どの範囲まで追給の措置をとるべきかについて、「最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。」、「ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかつたことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない。」としている。

問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

運営要領によれば、移送の給付については、個別にその内容を審査し、運営要領第3・9・(2)に掲げる範囲の移送について給付を行うも

のとされており、原則として、事前の申請を要するものとされている。そして、事後の申請は、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときに限り、実施機関は内容確認の上、給付を行って差し支えないとされている（1・(2)）。

また、生活保護制度の具体的な運用等を定める問答集は、事後の申請により、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたときの最低生活費の遡及変更は、「3か月程度（発見月からその前々月分まで）」としている（同・(3)）。

これを本件についてみると、母は、8月分の交通費及び9月分の交通費について、令和3年1月12日付けの本件申請書により事後の申請をしたことが認められる。この点、請求人世帯による保護開始申請がファックス送信によりなされ、○○福祉事務所による母に対する保護開始時の説明が同年9月15日に行われていることから、8月分の交通費の申請が事後となったことはやむを得ないものということができる。

もっとも、保護開始時の説明において母が一時扶助として通院交通費がある旨の説明を受けてから本件申請に至るまで、8月分の交通費を申請することが困難であった事情はうかがわれず、また、本件申請時に担当職員が母に説明した際にも、母からは特段、申請が遅れた理由の説明はなかったことが認められる。

そうすると、本件申請のうち8月分の交通費（1,020円）について、運営要領第3・9・(3)及び問答集問13-2に基づき、遡及変更して追加支給することはできないとした処分庁の判断に不合理な点は認められず、本件処分は、上記1の法令等の定めに則って適正になされたものというべきである。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第3・1のとおり、本件処分通知書の理由付記には不備があり、違法である旨主張する。

しかし、本件処分通知書には、本件処分の理由や根拠が十分に記載されていると認められるから、請求人の主張は本件処分の取消事由となるものではない。

(2) また、請求人は、第3・2のとおり、本件処分は、本件申請から約2年が経過しており、処分庁の事務懈怠は到底許されるものでは

なく、この期に及んで8月分の交通費の支給を認めなかつたことは信義則に反し、権利の濫用に当たると主張する。

本件処分は、本件申請（令和3年11月12日）から1年10か月後に行われたものであるが、他方で、担当職員が本件申請書を收受した際、母に対し、8月分の交通費については申請時期を過ぎているため支給できない旨を説明し、母はこれを了承していること、9月分の交通費については、本件申請の3日後（同月15日）に医療移送費として支給する一時扶助決定がなされていることを考え合わせると、請求人は、一時扶助決定がされていない8月分の交通費の支給について、法24条9項において準用する同条7項の規定により、本件申請の30日後（同年12月13日以降）には、処分庁が却下したものとみなすことができたということができる。

したがって、本件処分が本件申請から1年10か月後になされたことをもって、8月分の交通費の支給を認めなかつた処分庁に信義則違反や権利の濫用があるとする請求人の主張は採用することができない。

(3) さらに、請求人は、第3・3のとおり、本件申請中8月分の交通費の支給申請は認容されるべきものである旨主張するが、本件処分が上記1の法令等の定めに則って適正になされたものであることは上記2で述べたとおりである。

なお、請求人より、令和7年3月12日付で、審理員意見書に対する主張書面が提出されたため、審査会として慎重に吟味したが、これまでの判断を覆すに足りるものと認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行つた委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子